沖縄県のうち 名護市	同時に給油することができる自動車の数が十以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　容量三十六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
沖縄県のうち 名護市	同時に給油することができる自動車の数が十以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　容量二十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
沖縄県のうち 豊見城市	同時に給油することができる自動車の数が九以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十・六キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　容量七キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
沖縄県のうち 豊見城市	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十・六キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　容量七キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
沖縄県のうち 宮古島市	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が一キロリットル以上 五　容量十七キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
沖縄県のうち 宮古島市	同時に給油することができる自動車の数が十以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　容量十七キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

を

に、

を

に、

を

に

改め、

宮城県のうち 大崎市	同時に給油することができる自動車の数が二以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十三キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が七キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上 五　容量八・一キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
宮城県のうち 富谷市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十八キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
千葉県のうち 東金市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
千葉県のうち 旭市	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量二十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

の

を、

の

を、

次に

次に